

秋田労働局交渉 自動車職場での法令遵守 タクシー職場の法違反一掃

(秋田交運労協)

2012年07月13日 秋田県交運労協は秋田労働局との交渉を行いました。



秋田県交運労協は2012年7月13日に秋田労働局との交渉を行いました。全自交秋田地連からは石川委員長と高橋書記長が出席しました。自動車職場での法令遵守とタクシー職場の法違反一掃を求める要請書を5月31日に提出しており、それに対する労働局の回答を求めるとともに、4月末に関越道で発生したツアーバス事故後の様々な課題について情報交換と意見交換を行いました。

有谷議長の挨拶の後に、各要請事項に対する労働局の回答が示されました。

最初に、①労働局から県内の交通運輸産業に関する賃金及び労働時間の資料が配布されるとともに、運輸支局との合同監査については昨年、トラック・バス・タクシーを対象に実施したこと、また「今年度も関越道のツアーバスを受けて全国で300カ所で実施しており、近く結果について発表がある」との回答を得ました。は昨年、トラック・バス・タクシーを対象に実施したこと、また「今年度も関越道のツアーバスを受けて全国で300カ所で実施しており、近く結果について発表がある」との回答を得ました。

②長時間労働に関しては「積極的に監督指導する」と回答するとともに、平成22年は72箇所、平成23年は83箇所（改善指導は65件）を監督指導したことが報告されました。

③最賃違反問題では、「タクシーは完全歩合給制が多く監督指導を強める」「記録隠蔽の様な悪質な場合は個別対応する」としました。また、タクシー職場において定年後に65歳まで雇用保障する際に、定年時の有給休暇残日数の繰越を認めない会社があることについては「継続して雇用されていれば有給は繰越される。違法行為には適正に対処する」と回答しました。運転代行の監督指導実施業況については、平成22年が7件、平成23年が1件（賃金未払い）であることが報告されました。

④労働保険や社会保険の未加入問題については「加入促進のために、11月を強化期間として周知・広報に努めたい」と答え、平成23年は220件の目標を上回る加入があり、平成24年は240件に目標を上げたことが報告されました。

⑤県内の労災発生状況資料が配付され、平成23年の労災は運輸業で96件であることが示されました。

その後の意見交換で労働局は、労災防止の良い取り組み事例や法違反の具体的情報を労働局に寄せてもらいたい旨の要望がありました。また、ツアーバス事故に関しても労働局や国交省の取り組み状況なども示し、再発防止に向けて議論しました。

秋田地連は今回の労働局交渉を活かして、8月に組織拡大行動を県内で展開し、その際、乗務員アンケートも実施しながら、労働環境の状況を把握するとともに、監視・摘発の強化をはかる事としています。